

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）</p> <p>第十三条の四 令第十条第一項第一号ロ（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同条第一項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十条第二項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第十三条の六第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号</p> | <p>（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）</p> <p>第十三条の四 令第十条第一項第一号ロ（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同条第一項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十条第二項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第十三条の六第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号</p> |

において「財務諸表等規則」という。)第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。

(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)

第十三条の五 令第十条第二項第一号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。)の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

【一・二 略】

2 令第十条第三項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者(受信合算対象者(同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。))にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。)とする。

【一・二 略】

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第十条第七項第一号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

【一・三 略】

において「財務諸表等規則」という。)第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。

(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)

第十三条の五 令第十条第二項第一号(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。)の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

【一・二 同上】

2 令第十条第三項(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者(受信合算対象者(同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。))にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。)とする。

【一・二 同上】

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第十条第七項第一号(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

【一・三 同上】

2 令第十条第七項第二号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

3 令第十条第七項第三号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定及び外国証券勘定並びに外部出資勘定に計上されるもの(外国証券勘定にあつては、外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの(次項第七号において「外国法人の発行する株式等」という。))として計上されるものに限る。)とする。

4 令第十条第七項第四号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

「一〇九 略」

5 第二項及び前項の規定は、組合及び連合会(以下この項において「組合等」という。)の清算機関(組合等(当該組合等以外の組合等を含む。))に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関(金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引清算機関をいう。)、商品取引清算機関(商品先物取引法第二十九条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。))及びこれらに準ずる外国の機関(設立された国において適切な規制及び監督の枠組

2 令第十条第七項第二号(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

3 令第十条第七項第三号(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定及び外国証券勘定並びに外部出資勘定に計上されるもの(外国証券勘定にあつては、外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの(次項第七号において「外国法人の発行する株式等」という。))として計上されるものに限る。)とする。

4 令第十条第七項第四号(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

「一〇九 同上」

「項を加える。」

みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（法第十一条の十一第一項本文（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。次項ただし書、次条第一項及び第三項並びに第十六条第一項第二号において同じ。）に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6||

一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産（以下この項において「個別資産」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産ごとの信用の供与等の額が法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又

「項を加える。」

は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出するところが不適當である場合として農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等の額(次項及び第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 略」

2|| 組合又は連合会が、自己資本比率(法第十一条の六第一項第一号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。))に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。)を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段(当該組合又は連

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等(銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 同上」

「項を加える。」

合会の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算することを要しない。

3|| 法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

2|| 法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額は、法第一百条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十六条 令第十条第九項第三号(同条第十六項において準用する場合を含む。)及び同条第十四項第四号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

「一、三 略」

2 令第十条第十四項第二号の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であつて、次に掲げる者(同条第十一項第三号に規定する法人を除く。)とする。

「一・二 略」

3 「略」

(組合又は連合会と特殊の関係のある者)

第十七条 法第十一条の十一第二項前段(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の当該組合又は当該連合会と主務省令で定める特殊の関係のある者は、当該組合又は当該連合会の子法人等(農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第二十條の二において同じ。)とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十六条 令第十条第九項第三号(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び同条第十三項第四号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

「一、三 同上」

2 令第十条第十三項第二号の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であつて、次に掲げる者(同条第十一項第三号に規定する法人を除く。)とする。

「一・二 同上」

3 「同上」

(組合又は連合会と特殊の関係のある者)

第十七条 法第十一条の十一第二項前段(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合又は当該連合会の子法人等

二 当該組合又は当該連合会の関連法人等

(法第十一条の十一第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十八条 「略」

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 前項の組合又は連合会について第十五条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 前項の組合又は連合会の子法人等について第十五条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 略〕

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十九条 第十六条第一項の規定は、令第十条第十項第四号(同条第十六項において準用する場合を含む。)及び同条第十五項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条第一項第一号及び第二号中「当該組合又は当該連合会」とあるのは「当該組合又は当該連合会及びその子会社等(法第十一条の十一第二項前段(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する子会社等を含む。」「と、同項第二号中「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と

(法第十一条の十一第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十八条 「同上」

2 「同上」

一 前項の組合又は連合会について第十五条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 前項の組合又は連合会の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十五条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 同上〕

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十九条 第十六条第一項の規定は、令第十条第十項第四号(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び同条第十四項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条第一項第一号及び第二号中「当該組合又は当該連合会」とあるのは「当該組合又は当該連合会及びその子会社等(法第十一条の十一第二項前段(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する子会社等を含む。」「と、同項第二号中「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と

、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、
「法第十一条の十一第一項本文」とあるのは「法第十一条の十一第
二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一
項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 「略」

（法第十一条の十一第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供
与等の相手方）

第二十条の二 法第十一条の十一第三項第二号（法第九十六条第一項
において準用する場合を含む。）の信用の供与等を行う組合又はそ
の子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該組合又はその
子法人等をいう。

2 法第九十二条第一項又は第百条第一項において準用する法第十一
条の十一第三項第二号の信用の供与等を行う連合会又はその子会社
等と実質的に同一と認められる者とは、当該連合会又はその子法人
等をいう。

（届出事項等）

第五十一条 法第二百二十六条の二第十二号の主務省令（倉荷証券に関
するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除
く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 第六条各号に掲げる者又は第十七条に規定する者のいずれかに

、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、
「法第十一条の十一第一項本文」とあるのは「法第十一条の十一第
二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一
項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 「同上」

「条を加える。」

（届出事項等）

第五十一条 「同上」

「一・二 同上」

三 第六条各号又は第十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する

| | |
|--|--|
| <p>該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合 「四〇十八 略」 「二〇六 略」</p> | <p>者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合 「四〇十八 同上」 「二〇六 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

附 則

第〇条 第〇条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第六項の規定は、当分の間、適用しない。